

自動車改造費助成事業（介護者が運転する場合）

重度の身体障害者の人と生計を同一にする人が、障害のある人の通院等の目的で自動車を改造する場合、その経費の一部を助成します。

ただし、自動車を改造(購入)する前に、市に必要書類を提出する必要があります。

また、所得による支給制限があり、本人・配偶者・扶養義務者の所得額によっては、助成を受けられない場合があります。

○ 対 象 者

彦根市に住所を有する、次のいずれの条件にも該当する人

- ① 重度の下肢、体幹または脳原性移動機能障害の身体障害者手帳(部分級Ⅰ級、Ⅱ級)の交付を受けている人
- ② 通学、通院、通所または生業のため自ら、または生計を同一にする人が所有する自動車を車いすの昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着・改造する必要がある人

○ 助 成 額

車いすの昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着・改造に直接要した経費

ただし、最高限度額 75,000 円

○ 申 請 方 法

1 自動車を改造(購入)する前

自動車を改造(購入)する前に、市障害福祉課に次の書類を提出してください。

- ① 彦根市身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書(介護者用)
- ② 改造にかかる見積書(原本)
 - 改造済の車(障害者対応の車)を購入する場合は、同一車種の改造済の車と改造をしていない車の見積書をそれぞれ用意してください。
- ③ 生計同一申立書
- ④ 改造箇所の図(改造済の車を購入される場合はパンフレットでもかまいません)
- ⑤ 自動車検査証(自動車検査証記録事項)の写し(新車購入の場合は除く)
- ⑥ 運転者の運転免許証の写し
- ⑦ 身体障害者手帳の写し
- ⑧ 承諾書
 - 彦根市への在住が1年以内の場合は、収入状況およびこれに対する市町村民税課税状況がわかる書類(課税証明書等)をご用意ください

2 自動車を改造(購入)した後

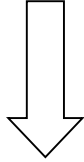
自動車を改造(購入)した後に、市障害福祉課に次の書類を提出してください。

- ① 彦根市身体障害者用自動車改造費助成金実績報告書
- ② 自動車登録番号の明示された自動車全体の写真および改造箇所の写真
- ③ 改造に要した費用の領収証
- ④ 自動車検査証(自動車検査証記録事項)の写し(新車購入の場合)
- ⑤ 請求書(金額・日付の欄は、空けておいてください)
- ⑥ 通帳の写し
- ⑦ 以前に、当助成で改造を行った車両の廃車または譲渡したことの証明書類

○手続きの流れ

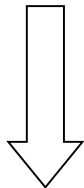
自動車を改造（購入）される前

申請者



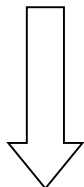
必要な書類を揃えて市障害福祉課に提出してください。
(追加で書類の提出をお願いする場合があります。)

障害福祉課



市で受給条件・提出書類等を確認・審査した後、申請者あてに
彦根市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定(あるいは却下)通知書
を送付します。

申請者

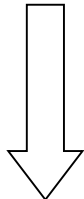


決定通知を確認後、業者に改造(購入)を依頼してください。

自動車販売業者等

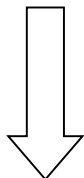
自動車を改造(購入)後

申請者



改造(購入)後、速やかに必要な書類を揃えて市障害福祉課に提出してください。
(追加で書類の提出をお願いする場合があります)

市 障害福祉課



市で提出書類を確認・審査した後、
請求書に記入された口座に助成金を振込みます。
振込日は後日通知します(請求日から約1か月後です)。

申請者

問合せ先

彦根市障害福祉課

〒522-0041 彦根市平田町 670(彦根市福祉センター内)

TEL 0749-27-9981 FAX 0749-30-9231